

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市民の福祉の向上その他公益上の必要性が認められる場合に、その事業を行うものに対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金」とは、市が市以外のものに対して交付する補助金、交付金、助成金、奨励金、利子補給金及びその他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、事業の着手前に、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上事業の着手前に申請することが困難と市長が認めるものについては、市長が別に定める期日までに当該申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者の名称及び所在地又は氏名及び住所
- (2) 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の名称及び施行場所
- (3) 補助事業の事業費（事業の性質上事業の着手前に事業に係る費用が確定しないものについては、予定事業費）及び計画概要
- (4) 補助事業の着手予定年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を記載した事業説明書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 補助事業の経費のうち補助金によつて賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項の規定により添付すべき書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載及び添付を省略させることができる。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があつたときは、交付の可否を審査し、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、補助金交付決定通知書により通知する。ただし、事業の性質上事業の着手前に事業に係る費用が確定しないものについては、当該事業の完了後に補助金の額を決定するものとし、決定通知書には交付予定額を記載する。

2 市長は、前項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な指示又は条件をつけることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金交付の申請をしたものに対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(届出義務)

第5条 補助事業者は、事業に着手するときにあつては事業着手届を、完了したときにあつては事業完了届を市長に提出しなければならない。ただし、事業の性質上市長がその必要がないと認めるときは、事業着手届の提出を省略させることができる。

2 市長は、前項の規定により提出された事業完了届が前条第1項ただし書の規定に係るものであるときは、当該事業完了届に基づき交付すべき補助金の額を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 補助事業者は、当該事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により事業計画変更承認の申請があつたときは、変更承認の可否を審査し、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書により通知する。

3 市長は、前項の審査の結果、変更の承認をしないことと決定したときは、事業計画変更承認の申請をしたものに対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、事業の実施に必要な経費に充てる目的で交付するものにあつては当該事業の完了後、団体の運営に必要な経費に充てる目的で交付するものにあつては交付決定した年度の年度末とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を

市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えた事業実績報告書を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の性質上その必要がないと認めるときは事業実績報告書の提出又は前項の規定により添付すべき書類の添付を省略させることができる。

(備付帳簿)

第9条 補助事業者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、整備しておかなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 第4条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (4) 事業費の支出額が、予算額に比較して著しく減少したとき。
- (5) 第5条に規定する届出及び第8条に規定する報告をしなかつたとき。
- (6) 事業の施行について不正の行為が認められるとき。
- (7) 次条の規定に違反したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助の対象として取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けたものが交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和37年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

付 則（昭和37年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年8月16日から適用する。

付 則（昭和38年規則第46号）

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。ただし、落花生採種ほ設置事業にかかる規定については、昭和37年5月1日から適用する。

付 則（昭和38年規則第8号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

付 則（昭和39年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

付 則（昭和43年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年規則第53号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

付 則（昭和47年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、別表中2の改正規定は、昭和46年9月1日から、同表中13青少年広場設置事業の改正規定は、昭和46年4月1日から適用する。

付 則（昭和48年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、藤沢市補助金交付規則（以下「改正後の規則」

という。)別表中8の欄の規定は、昭和48年4月1日から施行する。

(適用期日)

2 改正後の規則別表中1、(2)および(5)の欄の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則別表中8の欄の規定は、改正前の規定により工事に着手し、改正後の規則の施行日以後に完成が確認された施設については、改正後の規定を適用する。

付 則 (昭和49年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

付 則 (昭和51年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

付 則 (昭和52年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

付 則 (昭和52年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

付 則 (昭和53年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和54年規則第38号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年7月11日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

付 則 (昭和56年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年規則第51号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第31号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第19号）

この規則は、昭和59年7月23日から施行する。

附 則（昭和60年規則第52号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第42号抄）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式に基づいて調整した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第13号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の藤沢市補助金交付規則別表地区集会所施設設置事業の項の用地取得費の項の規定は、昭和61年1月1日以後に地区集会所の用地を取得した場合に係る用地取得費の補助について適用する。

附 則（平成4年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第51号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中地区集会所施設設置事業に係る部分は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の地区集会所施設設置事業に係る補助対象及び補助範囲の規定は、平成8年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第17号）

- 1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第54号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第69号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第57号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第63号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第8号）

この規則は、平成20年6月5日から施行する。

附 則（平成21年規則第20号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に、藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成8年藤沢市告示第126号）の規定に基づく指導により設置する自転車等駐車場については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第82号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年規則第47号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金につい

て適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。